



# 光陽通信

発行月：2019年1月



## KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

### ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的 중요度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第8号として、冬号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

### 2019年冬号 目次

- ごあいさつ ..... p1
- 業務紹介 ..... p2
- 事務所の概要 ..... p3
- 判決に学ぶ ..... p4
- 新規性喪失の例外について ..... p5
- 中国での商標冒認出願について ..... p6
- 海外の特許事情
- 中小企業の特許料等の減免拡充に伴う審査請求料の引き上げ
- 自動運転の関係者の刑事責任 ..... p7
- 銀座界限「てくてくグルメ」 ..... p8



# 判決に学ぶ

弁護士 井上 修一

## 知財高裁平成30年8月23日判決(平成30年(ネ)10023号)

### 第1. 初めに

本判決は、著作権法32条1項の引用の抗弁の成否につき判断した知財高裁判決である。なお、本判決の判断事項は多岐に亘るが、以下においては、上記論点に関する部分のみを扱う。

### 第2. 事案の概要

平成16年に沖縄国際大学に米軍のヘリコプターが墜落した際に、墜落現場を撮影した複数のニュース映像(以下、併せて「本件各映像」という。)の著作権者及び著作権者である被控訴人が、控訴人が被控訴人の許諾なく本件各映像を使用して製作した「沖縄 うりずんの雨」と題するドキュメンタリー映画(以下、「本件映画」という。)につき、①控訴人が本件映画を上映する行為が本件各映像につき被控訴人が有する上映権(著作権法22条の2)を侵害する、②控訴人が本件映画を記録したDVDを販売する行為は本件各映像につき被控訴人が有する頒布権(著作権法26条1項)を侵害する、③控訴人が本件映画の上映に際して被控訴人の名称を表示しなかったことは本件各映像につき被控訴人が有する氏名表示権(著作権法19条1項)を侵害する、④本件各映像の一部は、公表されていない著作物であったから、控訴人が上記各部分の映像を使用した本件映画を上映したことは、上記各部分につき被控訴人が有する公表権(著作権法18条1項)を侵害する等と主張して、控訴人に対し、①本件各映像を含む本件映画の上映、公衆送信及び送信可能化並びに本件映画の複製物の頒布の差止め、②本件映画を記録した媒体及び本件各映像を記録した媒体からの本件各映像の削除、③著作権侵害の不法行為による損害賠償、④著作人格権侵害の不法行為による損害賠償、⑤謝罪広告の掲載を、それぞれ求めた事案である。なお、これに対し、控訴人からの反訴もなされているが、上記論点と関係しないため、説明を省略する。

これに対し、控訴人は、著作権の行使に対する引用の抗弁(著作権法32条1項)等を主張したものの、原判決は、上記各請求のうち、①及び②の差止請求及び削除請求の全部と、③及び④の損害賠償請求の一部を認容したことから、自己の敗訴部分に不服のある控訴人が本件控訴をした。

### 第3. 判旨

本判決は、以下のように述べて、控訴人が主張する引用の抗弁の成立を否定し、控訴人による控訴を棄却した。

「本件映画において、被控訴人が報道用として編集管理する本件各映像がその著作権者である被控訴人の名称を全く表示することなく、無許諾で複製して使用されている事実は当事者間に争いがなく、もともと出所の明示は引用者に課された著作権法上の義務(著作権法48条1項1号)である上に、本件の場合、本件映画中の控訴人製作部分と本件使用部分とは、原判決が指摘するとおり、画面比や画質の点において一応区別がされているとみる余地もあり得るとはいえ、映画の中で、これらの部分が明瞭に区別されているわけではなく、その区別性は弱いものであるといわざるを得ないから、本件使用部分が引用であることを明らかにするという意味でも、その出所を明示する必要性は高いものというべきである。また、本件のようなドキュメンタリー映画の場合、その素材として何が用いられているのか(その正確性や客観性の程度はどのようなものであるか)は、映画の質を左右する重要な要素であるといえるから、この観点からしても、素材が引用である場合には、その出所を明示する必要性が高いものと考えられる。他方、本件においては、引用する側(本件映画)も引用される側(本件各映像)も共に視覚によって認識可能な映像であって、字幕表示等によって出所を明示することは十分可能であり、かつ、そのことによって引用する側(本件映画)の表現としての価値を特に損なうものとは認められない。これらのことに、原判決が指摘する「公正な使用(フェア・ユース)の最善の運用(ベスト・プラクティス)についてのドキュメンタリー映画作家の声明」(乙17)の内

容等を併せ考えると、適法引用として認められるための要件という観点からも、本件映画において本件各映像を引用して利用する場合には、その出所を明示すべきであったといえ、出所を明示することが公正な慣行に合致し、あるいは、条理に適うものといえる。そして、このことは、本件映画の総再生時間が2時間を超えるのに対し、本件各映像を使用する部分(本件使用部分)が合計34秒にとどまるといった事情や、本件各映像が番組として編集される前の映像であるといった事情によっては左右されない。

したがって、控訴人が何ら出所を明示することなく被控訴人が著作権を有する本件各映像を本件映画に引用して利用したことについては、(単に著作権法48条1項1号違反になるということにとどまらず)その方法や態様において「公正な慣行」に合致しないとみるのが相当であり、かかる引用は著作権法32条1項が規定する適法な引用には当たらない。」

### 第4. 解説

#### 1 本判決前の事情

著作権法は、21条以下において、複製権、譲渡権等の所謂支分権として、権利の対象となる著作物の利用行為について列挙しているが、これらに該当する著作物の利用行為を著作権者の許諾なく行っても、例外的に著作権侵害とならない場合として、30条以下において著作権の制限規定を設けている。

著作権の制限規定としては、様々な規定が設けられているが、その中でも最も頻繁に用いられる規定の一つが、引用に係る著作権法32条1項の規定である。

すなわち、著作権法32条1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定し、一定の場合に、公表された著作物を引用して利用することを認めている。

最高裁は、「引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならない」(モニター・ジュ写真事件第一次上告審・最判昭55・3・28判時967号45頁)と判示し、「明瞭区別性」と「主従性」の2要件を適法な引用の要件として挙げており、下級審の裁判例においても、従来、これに従って判断がなされることが多かった。

しかしながら、上記要件は、旧著作権法下の判決における傍論で述べられた内容に過ぎず、また、上記著作権法32条1項の条文との対応関係も不明であることから、これに従って適法な引用の成否を判断することには批判も強く、裁判例においても、近時は、上記要件に拘泥することなく、直接、著作権法32条1項における「公正な慣行に合致する」、「引用の目的上正当な範囲内で行なわれる」といった要件に当てはめることで、適法な引用の成否を判断する判決も散見されていた(例えば、東京地判平13・6・13判時1757号138頁、東京地判平15・2・26判時1826号117頁等)。

また、著作権法は、48条1項1号において、32条1項の引用につき「著作物の出所を、その複製または利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。」と規定し、出所明示義務につき規定している。しかし、出所明示義務違反について、別途、出所明示義務違反罪(著作権法122条)を構成するとどまり、出所の明示は、適法な引用のための要件ではないと解する見解が通説であった。

#### 2 本判決について

上記の事情のものとて、本判決は、近時の傾向に従い、明瞭区別性については一部触れているものの、上記最高裁の2要件を適法な引用の要件として掲げることなく、32条1項の条文に従って、引用が「公正な慣



行」に合致するかにつき、判断した判決である。その上で、出所の明示がなされていない点を重視し、「公正な慣行」に合致しないものとして、引用の抗弁の成立を否定している。

ただし、上記判決部分の後で、「著作権法32条1項が規定する適法引用の要件として常に出所明示が必要かどうかという点はともかくとしても、少なくとも本件においては（適法引用の要件として）出所明示がなされるべきであったと認められる」としており、出所の明示が、適法な引用の要件として常に要求されるとまでは述べていない。したがって、出所の明示につき、適法な引用のための要件ではないとする従来の通説に反するものとは言いえない。

本判決に従う場合、出所の明示は、「公正な慣行」に合致するか否かを判断するための、重要な考慮要素に位置づけられることは間違いのないものの、出所の明示がない場合に、その点のみをもって常に適法な引用の成立が否定されるわけではなく、あくまで、出所の明示の有無を含む個別の事案における事情を総合的に考慮した上で、引用が「公正な慣行」に合致しているか否かが判断されることとなると思われる。

### 3 今後の留意事項

出所の明示は、著作権法48条1項1号に出所明示義務が定められ

ている以上、以前より、著作物の引用に際して必須の事項であったものの、本判決によって、出所の明示が適法な引用のための重要な考慮要素として位置づけられた点に鑑みれば、出所の明示の懈怠は、出所明示義務違反罪に問われるに留まらず、著作権侵害のおそれを高めることとなるから、著作物の引用の際の出所の明示の重要性はより高まったものといえる。

ただし、本判決から言えることは、出所の明示がない場合に、適法な引用と認められない可能性が高まるという点のみであり、反対に、出所の明示を行えば、常に適法な引用となるわけではない点に留意する必要がある。

すなわち、仮に出所を明示していたとしても、従来の最高裁判決の要件に従った場合に適法な引用の成立が否定されるような態様、例えば、引用による部分が区別されておらず、どの部分が引用によるかが判別不可能である場合や、引用による部分が長文に亘り、当該部分が主たる内容となってしまう場合等においては、「公正な慣行」に合致しないものとして、適法な引用と認められない可能性が高いものと思われる。

したがって、著作権侵害となるリスクを避けて、他の著作物を引用して利用するためには、出所を確実に明示した上で、明瞭区別性、主従性といった従来の判断基準も満たす態様で行うことが必要となる。

## 新規性喪失の例外について

弁理士 荒船良男

### 1. 今回は新規性喪失の例外について事例を挙げて紹介したいと思います。

**事例1** 甲は自分で発明した椅子の構造に係るアイデア（発明X）を盗まれ、その発明Xが知らない間に雑誌に掲載された。その後、甲は発明Xについて特許出願をしようとしている。

**事例2** 甲は自分で発明した椅子の構造に係るアイデア（発明X）を活かそうと、発明Xに係る椅子を製造・販売した。売れ行きが好調のため、甲は発明Xについて特許出願をしようとしている。

果たして、事例1及び事例2の場合に発明Xについて特許を受けることができるでしょうか。

### 2. 新規性喪失の例外を認める理由

発明Xは甲が特許出願する前に世の中に公然と知られたもの（公知等）となっています。したがって、その後に、発明Xについて特許出願した場合には公知等となった発明Xと同じ（新規性無し）という理由によって拒絶されるのが原則です。のみならず、甲が発明Xを少し改良したYについて出願した場合にも、公知等となった発明Xから容易に考えられる（進歩性無し）という理由によって拒絶されるのが原則です。

しかし、事例2の場合だけでなく事例1の場合にも、甲が社会に有用な発明Xを提供し産業の発達に役立っていることには変わりなく、甲に何らの権利も与えないのは酷と考えられます。

そこで、特許法では、事例1及び事例2のような場合でも、所定の手続をすれば、発明Xについては公知等となっていなかったとみなすこととして、発明Xや発明Yについて特許を受けることができることとしています。

以下では、話を単純化するため、甲が日本に在住し、特許出願が国内の通常の出願であるとして説明したいと思います。

### 3. 新規性喪失の例外の適用を受けことができる発明

(1) 意に反して公知等となった発明

事例1の場合のように、公表すべきでないという内面的意思に反して発明が公知等となった場合です。他には、脅迫、詐欺又はスパイ等の行為によって公知等となった場合がこれに該当します。

(2) 自己の行為に起因して公知等となった発明

事例2の場合のように販売したりした場合です。他には、自分が雑誌にその発明を掲載したり、学会発表したりして公知等となった場合がこれに該当します。

### 4. 新規性喪失の例外の適用を受けるための手続

(1) 特許出願

事例2の場合だけでなく、事例1の場合にも、公知等となった日から1年以内に特許出願をすることが必要です。

(2) 新規性喪失の例外の適用を受けたい旨の意思表示

事例2の場合には、特許出願と同時に意思表示することが必要ですが、事例1の場合には、特許出願をする時点では甲は発明Xが公知等となっている事実さえ知らない場合が多いことから、例えば拒絶理由に対する意見書や上申書等でこれを主張すれば足りることとしています。

(3) 新規性を喪失した発明であることの証明書の提出

事例2の場合には、特許出願の日から30日以内に提出することが必要ですが、事例1の場合には（2）の場合と同様に後から証明書を提出すれば足りる。

なお、事例2の場合、30日以内に提出できないことに不責理由があるときは、その理由がなくなった日から14日以内期間経過後6月以内に証明書を提出することができます。

### 5. 証明書の記載事項

①公知等となった日、②公知等となった場所、③公知等とした者、④公知等となった発明の内容という項目を公知等の態様に応じた項目としてそこに必要事項を記載します。例えば、事例2の場合には、①販売日又は配布日、②販売場所又は配布場所、③公開者、④販売又は配布した物の内容（証明する対象を特定し得る程度に記載）の項目を設けてそこに必要事項を記載します。一方、事例1の場合には、意に反して公知等となった経緯等も併せて記載することが必要と思われる。

### 6. まとめ

以上のように、自己の発明Xが特許出願前に公知等となってしまった場合でも、公知等になった日から1年以内であれば、所定の手続を踏めば発明Xだけでなくそれを改良した発明Yについても特許を受けられる可能性があります。なお、以上では、話を単純化するため、甲が日本に在住し、特許出願が国内の通常の出願であるとして説明しましたが、分割出願、変更出願、国内優先権主張出願、国際出願等の特殊出願の場合や、発明Xを他人に譲渡した場合等につきましては、手続の詳細が特許庁のホームページに記載されておりますので、是非、参照してみてください。

## 中国での商標冒認出願について

経済活動の広域化・グローバル化に伴い、多くの日本企業が海外で事業展開を進めています。しかし、特許権や商標権等は各国ごとに独立しているため、日本で権利を保有していても、他国でそれらを行行使することはできず、国ごとに特許権や商標権等を取得する必要があります。そのため、弊所でも多くの外国出願や登録後の権利維持・行使等を扱わせて頂いておりますが、今回は、お客様を悩ませることの多い中国での商標冒認出願への対策についてご紹介いたします。

商標冒認出願とは、第三者（他人）による抜け駆け出願のことをいい、特に中国で日本の地名やブランドが無関係の他人に商標登録出願・商標登録される事例が相次いでいます。中国も日本と同様「先願主義」を採用していますので、類似の商標があった場合、先に商標登録の出願手続を行った者が優先的に保護されます。この制度の特徴を悪用して、第三者が勝手に商標登録を行い、本来正当な権利者になるはずであった日本企業に法外な賠償金やライセンス料・和解金を求めるケースが多発しているのです。登録された冒認商標に対しては、中国商標法上認められている無効や取消請求等の手続きにより対応することになりますが、残念ながら日本企業が敗訴した事例も多く、労力も時間もコストもかかります。

中国政府も対策を強化しているところですが、依然としてこういった事案が後を絶たない現状では、何よりも「中国で適時に必要な商標出願を行う」ことが必要となります。その際、事業展開予定の指定商品・役務のみならず、被服・履物・日用品など、冒認出願をしようとする業者が比較的容易に製造できる物についても、指定商品として先に出願・登録をしておくことをお勧めしております。なお、外国出願費用をはじめとする海外での知的財産活動費は高額になりますので、お客様の大きな負担になることも事実です。特許庁やJETROでは、外国出願費用の一部を助成する助成金制度も設けておりますので、ぜひこれらの活用もご検討ください。

また、冒認対策として著作権登録も一策として考えられます。著作物には一定の創作性が求められますが、要件を満たす場合、著作権登録は、商標出願よりも安価・短期間で登録ができ、冒認出願への対抗措置を講じる上での根拠資料となる可能性もあります。これは、中国商標法第32条「商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。(以下略)」規定の「先に存在する他人の権利」には著作権も含まれるため、著作権登録があればそれを基に冒認商標登録に対し、異議申立や無効審判請求を行うことができるためです。実際に中国で冒認出願された商標に対し著作権登録を根拠に無効審判で勝った例もあります。また、日本は「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」加盟国ですので、中国での著作権登録だけでなく、日本における著作権登録であっても、中国での冒認出願への対抗手段となり得ます。著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、その取得のためにはなんら手続きを必要としませんが、登録による上記のようなメリットもありますので、これまで著作権登録に消極的であったお客様にもお勧めしております。

弊所ではお客様ごとに最適な出願方法・対応をご提案しておりますので、ぜひお気軽に弊所までご相談ください。お問い合わせお待ちしております。

文：弁理士 荒船 博司



## 海外の特許事情

欧州特許庁（EPO）においては、欧州特許庁審査ガイドラインの最新版が2018年11月1日付けで発効された。この審査ガイドラインは、人工知能（AI）と機械学習（ML）の特許性に関する直接的な指針を初めて提供するものである。具体的には、例えばニューラルネットワークの使用を単に申請するだけでは技術的特性を確立しない可能性があるが、技術的に特有な方法でニューラルネットワークを使用し、技術上の問題を解決する場合には、技術的特性を持つものとみなされ、特許性を有する可能性が高まると思われる。

中国においては、国家知識産権局が2018年9月28日付けで2017年度の中国特許統計年報を正式に公示した。2017年に発明特許は1,278,359件、実用新案は1,538,090件出願された。なお、侵害紛争は27,305件提起されている。また、今年の4月中旬、実用新案の審査期間が7～14ヶ月になる旨の通知が出され、実用新案の審査の厳格化が実行されている。具体的な状況としては、現在の実用新案の登録率が60%であり、医療等の分野では15%しかないとの報告が出ている。

さらに中国の最高人民法院は、2018年10月

27日付けで「特許等知的財産権訴訟手続きの若干の問題に関する決定」を公示した。これは中国版CAFCといってもよく、特許侵害など比較的技術的に判断が難しい審判の第二審を最高知的財産法院で集中的に行う方針を明確にした。2019年1月1日から施行される予定である。

韓国では、2018年7月1日から書面登録証に代わり、特許、実用新案、デザイン、商標などの登録証を電子化してモバイルで受け取ることができるサービスを開始した。このサービスによれば、権利者が登録時に所定の費用（7000ウォン）を納付すれば、登録証をモバイルで受け取ることができる。電子登録証にはQRコードが挿入されており、書面登録証に比べ、保管等に便利となる。

台湾では、薬事法に「医薬品の特許リンケージ」を新設する改正が行われ、2018年1月31日付けで公布されているが、台湾FDAは、特許リンケージ制度を実施し、医薬品の知的財産権を保護するため、2018年9月11日に「医薬品特許リンケージ施行法」草案を予告した。

(以上は、現地代理人ニュースレターなどを参考としたものです。)

文：弁理士 荒船 博司

## 中小企業の特許料等の減免拡充に伴う審査請求料の引き上げ

### 1. はじめ

平成30年改正法において、中小企業による知財活用の促進を目的として、特許料等の費用を減免する制度に関する法律（特許法第109条の2等）が新設された。

これにより、対象となる企業等が増えるため、当該制度の活用が飛躍的に増えると予想される。反面、特許料等の収入が減るため、収支相償となるよう、出願審査請求料の基本料金の値上げが予定されている。

### 2. 減免制度の概要

#### (1) 減免対象者

特許法第109条の2第1項の「中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者」に基づき、減免対象者として、中小事業者（特許法施行令第10条第1号）、特定中小事業者（同条第2号）、試験研究機関等（同条第3号）、小規模企業（同条第4号）、ベンチャー企業（同条第5号）及び福島復興関連中小事業者（同条第6号）を規定する。

これにより、従来の特許法第109条の減免対象者に加えて、減免対象者が増えることとなる。

この中で、特に、研究開発に力を入れている中小企業、中小ベンチャー企業について説明する。

#### (2) 研究開発型中小企業

##### ① 減免が受けられる要件

##### i. 企業要件

業種	資本金等の額	従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他（以下除く）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下



## 自動運転の関係者の刑事責任

弁護士 中井 英登

1 アメリカのSEAの定義するレベル4以上では、オーバーライド（システム限界以降、乗員が運転者となる状態）が予定されておらず、事故が発生した場合には、①システムの開発者又はその流通に関与した自然人（以下、「開発者等」といいます。）の刑事責任を問うか、②システムの核であるAI自体の刑事責任を問うことが考えられます。ただし、上記②については、仮に理論的な問題を解決できたとしても、その内実は、行政的又は民事的制裁に類似したものになると思われます。そこで、以下、上記①について、検討します。

2 過失の注意義務としては、①結果予見義務と②結果回避義務があります。そして、結果の予見可能性があれば、通常は結果予見義務を肯定できるため、結果の予見可能性が、結果の予見義務違反の判断基準となっています（山口厚「刑法総論」[第3版] 245頁）。この予見可能性の程度について、危惧感説という考え方があります。これは、結果の予見可能性を不要とし、何が起きるかわからない危惧感を抱くべきで、それを執らないことをもって過失とするものです（森永ドライミルク事件に関する徳島地判昭和48年11月28日）。このような考え方によると、たとえば、開発者等が、「いつ、どこかは分からないが、もしかするとAIの不具合で事故が生じるのではないか」と思っていた場合にも、過失が肯定されることとなります（今井猛嘉「自動車の自動運転と刑事責任」・日本交通法学会「自動走行と自動車保険」交通法研究第46号12頁参照）。

しかし、裁判実務上、一般に危惧感説は否定されており、結果及び因果関係の基本的部分についての具体的な予見可能性が必要であるとされています。この点、近時の最高裁は、JR西日本の脱線事故に関して、現場の曲線において列車の脱線転覆事故が発生する危険の認識に関し、「運転士がひとたび大幅な速度超過をすれば脱線転覆事故が発生する」という程度の認識があれば足りるとの訴追側の主張を排して、JR西日本の歴代社長である被告人らの刑事責任を否定しました（最決平成29年6月12日）。

他方、最高裁は、渋谷の温泉施設の爆発事故に関して、その建設工事を請け負った建設会社の設計担当者について、業務上過失致死傷罪の成立を認めました（最決平成28年5月25日）。同決定には、「第一義的な安全装置として設計されたシステムの機能についてその後問題点を生じ得る事情が判明した場合に、設計担当者としては、その点の改善の必要性を伝達するか、仮にそれを放置するのであれば、当然に、二次的、三次的に設けられた予防措置が当初の設計のままでよいのかについての見直し作業を行うことが求められるはずである。そうした行動をとることを怠った被告人について、排気ファン等の存在をもってその過失責任を否定することはできない。」との大谷裁判官の補足意見が付けられています。これは、「結果原因の支配（危険性の支配・脆弱性の支配）」（前掲山口248頁）などに基づいて、設計担当者に認められる結果回避義務の内容を、具体的に示したものと解されます。

3 以上のとおり、開発者等には、通常、具体的な予見可能性がないと考えられることから、刑事責任を問われる可能性は低いと考えられます。ただし、特に開発の途中で仕様が変更された場合には、上記2つ目の最高裁決定の趣旨に照らし、注意が必要です。

### ii. 研究開発要件

次の1)、2)のいずれかの要件を満たす必要がある。

- 1) 試験研究費等比率が3%超の場合  
申請者（出願人）の試験研究費等比率が収入金額の3%を超えている。
- 2) 中小企業等経営強化法等に基づく認定事業に関連した出願であること
  - 中小企業技術革新支援制度（SBIR）の補助金等交付事業
  - 承認経営革新計画における技術開発に関する研究開発事業
  - 認定異分野連携新事業分野開拓における技術開発に関する研究開発事業
  - 旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（旧創造法）における認定事業
  - 中小ものづくり高度化法における認定事業

#### ②減免措置の内容

- 出願審査請求料・・・半額軽減
- 特許料（1～10年）・・・半額軽減

#### ③減免申請手続

特許庁へ出願審査請求又は特許料を納付する前に、管轄の経済産業局等に申請する。

### (3) 中小ベンチャー企業

#### ①減免が受けられる要件

設立後10年未満で資本金3億円以下の法人（但し、支配法人がいる場合を除く）

#### ②減免措置の内容

- 出願審査請求料・・・1/3に軽減
- 特許料（1～10年）・・・1/3に軽減
- 国際調査手数料、送付手数料・・・1/3に軽減
- 予備審査手数料・・・1/3に軽減

#### ③減免申請手続

出願審査請求書、特許料納付書、国際出願の願書、予備審査請求書を提出すると同時に、軽減申請書と証明書等を特許庁に対して提出する。

### 3. 出願審査請求料の改定

上記した減免制度の拡充による収入減を補填するため、出願審査請求料の基本料金を20,000円値上げする。

改定前：118,000円＋請求項×4,000円

改定後：138,000円＋請求項×4,000円

### 4. 施行期日

施行期日：平成31年4月1日予定

### 5. まとめ

研究開発型中小企業、中小ベンチャー企業の要件に該当する可能性のある企業は、弊所にお気軽にご相談ください。該当する場合、申請等のサポートをさせていただきます。

また、4月より出願審査請求料が20,000円上昇することがほぼ決定しておりますので、審査請求予定の案件は、可能な限り3月中に手続きを行うべきと考えます。詳細につきましては、特許庁ホームページの下記URLを参照願います。

特許料等の減免制度：<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>  
料金改定関連：[http://www.jpo.go.jp/iken/181112\\_fuseikyoso-boshi.html](http://www.jpo.go.jp/iken/181112_fuseikyoso-boshi.html)

文：弁理士 赤澤 高

銀座界限

光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

てくてく  
グルメ



とっておきのお店を  
ご紹介します



## MONNA LISA 丸の内店

住所：千代田区丸の内 2-4-1 丸の内ビルディング 36F 電話：03-3240-5775



東京の大パノラマを目の前に、厳選された旬の食材をふんだんに使った料理を堪能できる本格フレンチレストラン。オーナーがデザインした食器など、モノリザならではのこだわりや心遣いが、至福のひとつを演出してくれる。大切な会食の際に利用したい、美食家をもうならす名店。ランチコース(3,750円(税別)より)は、プライベートからビジネスシーンまで対応可。



### ■営業時間

ランチ 11:30 ~ 15:30 (L.O./14:00) ディナー 17:30 ~ 23:00 (L.O./21:00)

## 虎屋菓寮 帝国ホテル店

住所：千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテル本館地下1階 電話：03-3597-2077



※内容は季節によって替わる

帝国ホテルアーケード内の落ち着いた空間にある虎屋の直営店。素材の良さと季節を感じる甘味のみならず、食事やドリンクも楽しめる。虎屋菓寮の赤飯と共に料亭・金田中の旬の料理を味わえる月替わりの『季節の屋膳』(3,996円)は、甘味も付いて満足度が高い。白蜜が添えられた『抹茶グラッセ』(1,080円)はリフレッシュに最適。売店では帝国ホテル店限定の商品が販売されることもある。※価格は税込

### ■営業時間

菓寮(喫茶) 平日・土曜 11:00 ~ 18:30 (L.O.18:00)  
日曜・祝日 11:00 ~ 17:30 (L.O.17:00)  
売店 平日・土曜 10:00 ~ 19:00 / 日曜・祝日 10:00 ~ 18:00



KOYO  
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm  
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17階  
TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727  
URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>